

地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル（営繕版）  
【①設計時・敷地調査時】

平成25年10月30日

中部地方整備局 営繕部

## まえがき

地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業における事故防止対策については、過去幾度となく注意喚起を行い「営繕工事事務事故防止重点対策の実施について」において通知されているが、最近に至っても事故が発生し続けている状況にある。

本マニュアルは、地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業を行うにあたって、技術者が心得ていなければならない事項について、理解を容易にするために必要な解説と関連事項を記している。

本マニュアルの内容は、「建築工事安全施工技術指針の改正について（平成22年5月31日国営整第48号）」・「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編（平成5年1月12日建設省経建発第1号）」・「公共建築工事標準仕様書（平成25年版）」等より、注意すべき事項を中心に記述している。

関係者においては、本マニュアルの内容を十分に把握して、地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業における事故防止に努められたい。

# 目 次

1. 目的	1
2. 策定方針	1
3. 適用範囲	1
4. 用語の定義	1
5. 地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業の手順	1
【地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業のフロー】	2
6. チェックリスト	3

## [参考資料]

I 追加特記仕様書記載例	4
--------------	---

## 1. 目的

本マニュアルは、地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業を行うにあたり、発注者と受注者の両者が確認すべき事項を示し、事故を防止することを目的とするものである。

## 2. 策定方針

営繕工事において、地下埋設物や躯体埋込み配管等を定義し、設計又は敷地調査において、発注者と受注者のそれぞれの立場から、配管等による事故防止対策を定めるものである。

事故防止に当たっては、発注者と受注者の両者が、チェックリストを用い、各々の立場で確認し、地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止に努めるものとする。

設計段階又は敷地調査段階は、調査職員と設計業務受注者又は敷地調査業務受注者（以下、設計業務受注者等と言う）の両者が、設計業務成果品や敷地調査業務成果品に反映させるために、設計又は敷地調査に先立ち地下埋設物・躯体埋込み配管等の調査を実施し、設計業務成果品又は敷地調査業務成果品を作成する。

## 3. 適用範囲

本マニュアルは、中部地方整備局における官庁営繕工事に適用する。

## 4. 用語の定義

- (1) 「地下埋設物」とは、施工範囲及び工事用重機など工事にとまなう重量物の横断部分又は設置部分の地中に埋設された給排水管、ガス管、ケーブルなどの配管類をいう。ただし、地中の既設構造物及び工作物は除く。
- (2) 「躯体埋込み配管」とは、鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造等の建築物において、柱、壁、スラブ、梁、基礎等の構造体に埋め込まれた給排水管、ガス管、ケーブルなどの配管類をいう。
- (3) 「地下埋設物・躯体埋込み配管等」とは、「地下埋設物」「躯体埋込み配管」その他これらに類する天井や仕上げ内等にある配管類で、損傷した場合、施設の通常業務に支障をきたすもの等をいう。

## 5. 地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業の手順

調査職員は、設計又は敷地調査に先立ち施工区域内などの工事完成図・施工図等の有無を確認する。

工事完成図等を用いて、現地調査のうえ、地下埋設物・躯体埋込み配管等を確認する。この際、必要に応じて、施工図等により確認を行う。

設計業務受注者等においては、設計又は敷地調査に先立ち施工区域内などの地下埋設物・躯体埋込み配管等について工事完成図等を確認する。この際、必要に応じて、施工図等により確認を行う。

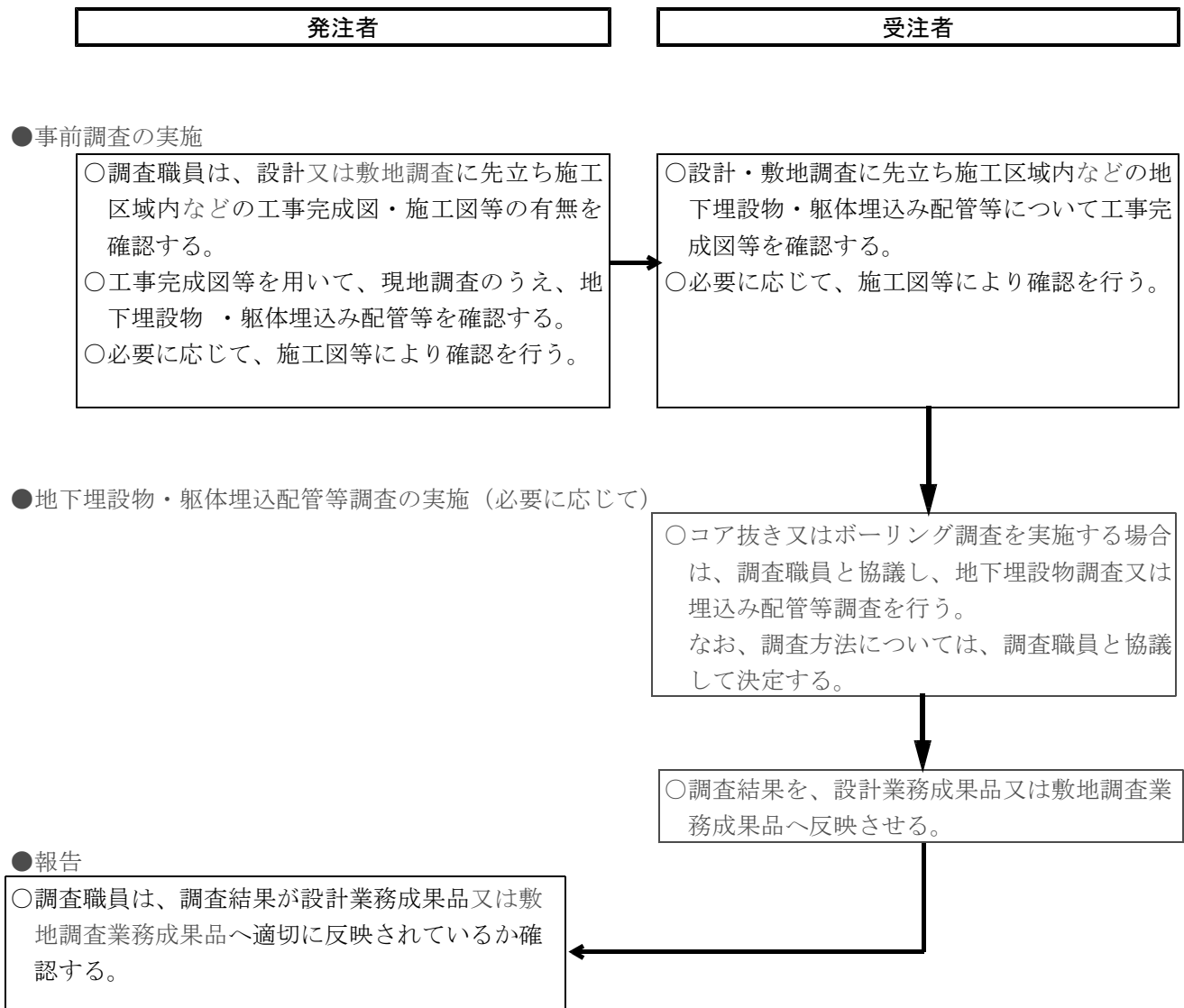
現地調査時に、コア抜き又はボーリング調査を実施する場合は、調査職員と協議を行い、地下埋設物又は躯体埋込配管等調査を実施する。

なお、調査方法は、調査職員と協議し決定する。

その後、調査結果を設計業務成果品又は敷地調査業務成果品へ反映させる。

調査職員は、調査結果が設計業務成果品又は敷地調査業務成果品へ適切に反映されているか確認する。

## 【地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業のフロー】



## 6. チェックリスト

業務名		
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	
受注者名		
点検項目	発注者 (点検者名)	受注者 (点検者名)
	点検年月日	点検年月日
調査職員は、設計又は敷地調査に先立ち工事完成図・施工図等の有無を確認する。	----- / /	/ /
工事完成図等を用いて、現地調査のうえ、地下埋設物・躯体埋込み配管等を確認する。	----- / /	/ /
必要に応じて、施工図等により確認を行う。	----- / /	/ /
設計業務受注者又は敷地調査業務受注者は、設計又は敷地調査に先立ち地下埋設物・躯体埋込み配管等について工事完成図等を確認する。	/ /	----- / /
必要に応じて、施工図等により確認を行う。	/ /	----- / /
コア抜き又はボーリング調査を実施する場合は、調査職員と協議を行い、地下埋設物調査又は躯体埋込配管等調査を実施する。 なお、調査方法は調査職員と協議し決定する。	/ /	----- / /
調査結果を、設計業務成果品又は敷地調査業務成果品へ反映させる。	/ /	----- / /
調査職員は、調査結果が設計業務成果品又は敷地調査業務成果品へ適切に反映されているか確認する。	----- / /	/ /

(注) 発注者・受注者欄には点検者のサインを記入する。

## [参考資料]

### I. 追加特記仕様書記載例

#### 第〇条 地下埋設物・躯体埋込み配管等の調査について

1. 施工範囲内の地下埋設物・躯体埋込み配管等については、貸与された資料等（既存完成図、施工図）を確認のうえ、「地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル（営繕版）（平成25年10月30日付け国部整技評第64号）」をもとに、調査するものとする。
2. 貸与資料と相違が生じた場合は、建築設計業務委託契約書第20条及び公共建築設計業務委託共通仕様書「第1章総則 1.1適用」により、調査職員と協議するものとする。